

飯能市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上契約期間を複数年にすることが一般的なもの
- (2) 役務の提供を受ける契約で、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要がある業務又は初期投資若しくは訓練等の準備期間を必要とする業務に係るもの

(契約の期間)

第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、5年以内とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。